

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

発言者	内 容
<p>事務局長</p> <p>会長</p>	<p>1. 開催日時 令和3年7月20日(火) 午前9時00分から午前9時22分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(14人)別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人)別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 9 号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 10 号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 11 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 5 決定第 4 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人)別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 渡邊有美子 主事 磯川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和3年7月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p> <p>《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中14名）で、定足数に達しておりますので、只今より7月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 10番 山田 真弘 委員 議席番号 11番 日榮 隆広 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第 9号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>決定第 4号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・</td> <td>11件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>	議案第 9号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	3件	議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	4件	議案第11号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・	1件	決定第 4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・	15件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	9件		2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・	1件		3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・	1件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	11件
議案第 9号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	3件																							
議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	4件																							
議案第11号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・	1件																							
決定第 4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・	15件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	9件																							
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・	1件																							
	3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・	1件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	11件																							
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>																								
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 9号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p>																								

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。 それでは、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件について審議をお願いします。なお、議案番号 3 番については、総会規則第 17 条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号 3 番の審議をおこないますので、関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>それでは、議案番号 3 番 の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成 24 年に会社を設立し、平成 29 年に津島市に本店事務所を移転し、津島市、愛西市を中心として県内各所での土木工事(主に下水道推進工事)を請け負っております。既存の資材置場は一宮市にあり、本店事務所を移転する前は利便性が高かったのですが、本店事務所を移転してからは資材の搬入搬出が不便になっており、賃貸借契約期間も令和 3 年 12 月までのため、返却する必要があります。そこで、本店事務所にできるだけ近い場所に設置したいと考え、適切な土地を探したところ、申請地の紹介を受けました。申請地は、他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場を建築する計画です。</p> <p>以上、1 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 3 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 3 番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>会長</p>	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p> <p>続きまして、議案番号 1 番、2 番、4 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、住所地の賃貸住宅にて、夫婦と子 2 人の 4 人で生活しております。今後子どもが成長し、家財道具が増えていくことを考えると現在の住まいでは手狭であり、住宅の建築を計画しました。申請者夫婦は土地を所有しておらず、夫の両親も他界しているため、自分の父に相談したところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。申請地であれば、子育ての手助けを受けることもでき、住宅を建築しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>（2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦 2 人で生活しております。今後の生活を考えると現在の住まいでは手狭であり、住宅の建築を計画しました。申請者夫婦は土地を所有していないため、子どもが生まれることも想定し、できるだけ実家の近くに購入する土地を探しましたが、適当な土地が見つかりませんでした。申請者の母の住む実家についても検討しましたが、一部を他人に貸していることから、建て替えや同居を断念しました。そこで、祖父に相談したところ、申請地を提供してもらえることになりました。申請地は、住宅を建築しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>（4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、昭和 23 年に会社を設立し、愛西市に事業所を置いてレトルト食品等の製造販売を主たる業務としています。現在、工場敷地内に従業員の通勤車両および業務車両を駐車しています。十分なスペースが工場敷地内にはないため、来客用の駐車場もなく、トラックの積み下ろしやフォークリフトの運転もスムーズにできず非常に不便で危険な状態です。このような問題を解消するため、敷地の拡張を検討していたところ、隣接地である申請地を譲っていただけることになりました。今般の申請にて申請地を買い受け、敷地を拡張し、駐車場、作業場として利用する計画です。建築する計画です。</p> <p>以上、3 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号1番、2番、4番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請1番、2番、4番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明)以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第11号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から15番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第4号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から15番、全体筆数は47筆、面積は41,883㎡です。</p>

事務局	<p>愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、20名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県知事同意は令和3年7月2日、愛知県農業振興基金同意は令和3年7月2日、公告年月日は令和3年7月30日、契約開始年月日は令和3年8月1日 となっております。権利の内容は、賃借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 4号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から9番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、9件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 番から 11 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、11 件の合意解約を受付いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 1 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、7 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9 時 22 分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和3年7月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者
議席番号 10番委員 山 田 真 弘

議事録署名者
議席番号 11番委員 日 榮 隆 広